

中小企業金融公庫は平成20年10月1日付で解散。平成20年度の該当給与期間は平成20年4月1日から解散の前日までとした。

中小企業金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 役員の特典手当について、その者の職務実績に応じこれを増額し、又は減額することができるものとしている。 〕

② 役員報酬基準の改定内容

総裁	〔 平成20年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(100分の14→100分の16)を行った。 〕
副総裁	
理事	
監事	
監事 (非常勤)	

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
総裁	10,938	6,846	2,997	1,095 (特別調整手当)			
副総裁	9,385	5,874	2,572	939 (特別調整手当)		9月30日	※※
A理事	4,134	1,667	2,213	266 (特別調整手当) △ 12 (通勤手当)		5月31日	*
B理事	4,021	3,388	-	542 (特別調整手当) 91 (通勤手当)	6月1日		※※
C理事	8,163	5,082	2,225	813 (特別調整手当) 43 (通勤手当)			*
D理事	5,486	2,787	2,225	446 (特別調整手当) 28 (通勤手当)		7月10日	◇
E理事	8,194	5,082	2,225	813 (特別調整手当) 74 (通勤手当)		9月30日	※

F理事	千円 8,272	千円 5,082	千円 2,225	千円 765 (特別調整手当) 82 (単身赴任手当) 118 (通勤手当)		9月30日	※
G理事	千円 8,570	千円 5,082	千円 2,225	千円 813 (特別調整手当) 450 (通勤手当)			※
H理事	千円 8,195	千円 5,082	千円 2,225	千円 813 (特別調整手当) 75 (通勤手当)		9月30日	※
I理事	千円 4,200	千円 1,667	千円 2,213	千円 266 (特別調整手当) 54 (通勤手当)		5月31日	※
J理事	千円 2,204	千円 1,885	千円 -	千円 301 (特別調整手当) 18 (通勤手当)	7月25日		*
A監事	千円 7,361	千円 4,596	千円 2,012	千円 735 (特別調整手当) 18 (通勤手当)		9月30日	※※
B監事 (非常勤)	千円 3,066	千円 3,066	千円 -	千円 - (特別調整手当) - (通勤手当)		9月30日	※

注1: 「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄。

注3: A理事の通勤手当△12千円は、退任による返納分である。

注4: 当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、表に記載された金額は、平成20年度上半期の実績額である。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成20年度に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
総裁						該当者なし	
副総裁	千円 13,054	年 5	月 9	平成20年 9月30日	1.4	業績勘案率は、内部規程の 定めに従い、外部有識者から なる業績評価委員会が決定。	※※
理事A	千円 1,482	年 1	月 2	平成20年 5月31日	1.0	業績勘案率は、内部規程の 定めに従い、外部有識者から なる業績評価委員会が決定。	※
理事B	千円 4,976	年 3	月 11	平成20年 5月31日	1.0	業績勘案率は、内部規程の 定めに従い、外部有識者から なる業績評価委員会が決定。	*
理事C	千円 -	年	月	平成20年 7月10日	-	役員出向者については、内 部規程の定めに従い、退職手 当は支給しない。	◇
理事D	千円 8,664	年 5	月 3	平成20年 9月30日	1.2	業績勘案率は、内部規程の 定めに従い、外部有識者から なる業績評価委員会が決定。	※
理事E	千円 3,684	年 2	月 5	平成20年 9月30日	1.2	業績勘案率は、内部規程の 定めに従い、外部有識者から なる業績評価委員会が決定。	※
理事F	千円 2,159	年 1	月 5	平成20年 9月30日	1.2	業績勘案率は、内部規程の 定めに従い、外部有識者から なる業績評価委員会が決定。	※
監事A	千円 1,340	年 1	月 2	平成20年 9月30日	1.0	業績勘案率は、内部規程の 定めに従い、外部有識者から なる業績評価委員会が決定。	※※

監事A (非常勤)	千円 —	年	月 平成20年 9月30日	—	非常勤の役員については、 内部規程の定めに従い、退職 手当は支給しない。	※
--------------	---------	---	---------------------	---	--	---

注：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行する。また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき人件費の管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し決定する。また、国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、かつ労使間の協議を経て、給与改定を行う。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を昇給や奨励手当に反映させる。また、職務遂行能力が高い職員については昇格を行う。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	対象期間における勤務成績を5段階に区分し、成績段階に応じた号俸数をもって昇給を行う。
奨励手当 (査定分)	対象期間における勤務成績を4段階に区分し、成績段階に応じた成績率をもって支給を行う。

#### ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員に対する給与構造改革等を踏まえた改定
  - ・ 地域間格差が適切に反映されるよう特別都市手当の支給割合を改定した。
  - ・ 8月に組織改正を行い、それに伴う役職手当の見直しを行った。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1,760	38.7	3,951	2,845	77	1,106
事務・技術	1,756	38.7	3,952	2,845	77	1,107
自動車運転手	4	52.3	3,425	2,518	57	907

注：研究職種、医療職種及び教育職種については該当者なしにより省略。

区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
在外職員	2					

注：在外職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

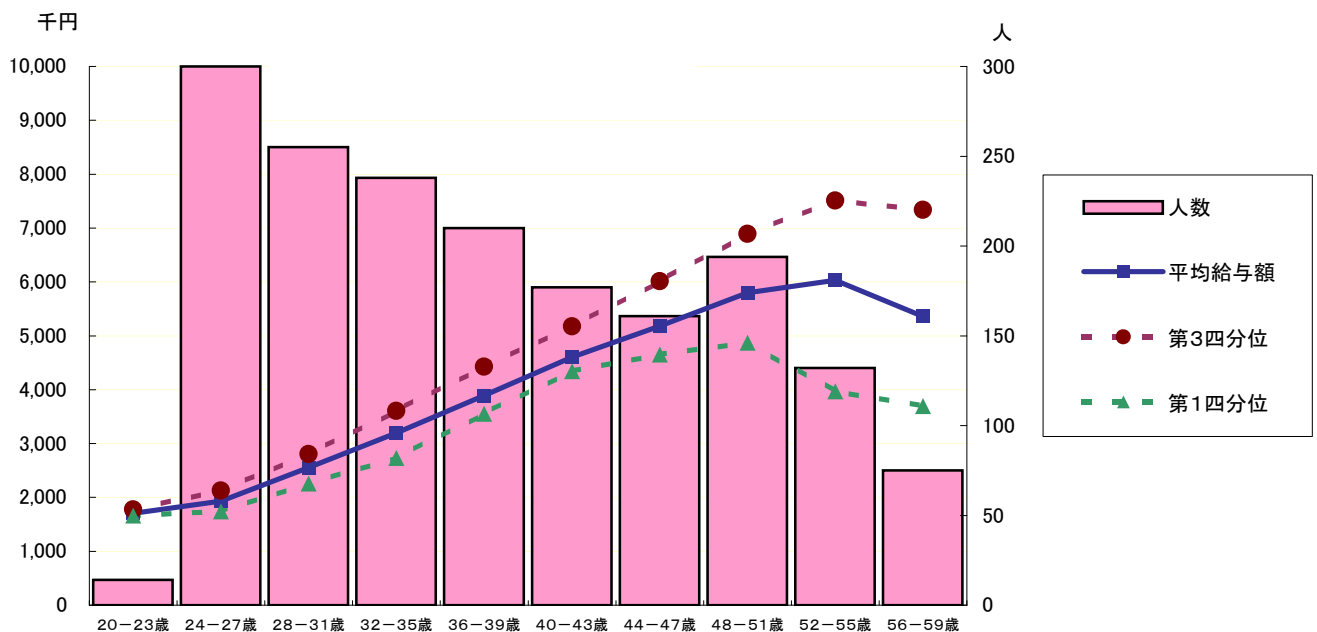
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
再任用職員	13	61.8	1,730	1,730	91	-
事務・技術	13	61.8	1,730	1,730	91	-

注：研究職種、医療職種及び教育職種については該当者なしにより省略。

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：任期付職員及び非常勤職員は該当者がいないため省略。

### ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



## (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・ 本部課長	81	45.9	5,399	5,785	6,182
・ 本部係員	180	38.0	2,265	2,915	3,561

## ③ 職級別在職状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	特別等級
標準的な職位		部店長	部店長	支店長 次長	次長 課長	課長	課長 係員	係員	係員	係員	係員	係員	係員
人員 (割合)	1,756 ( )	6 ( 0.3%)	29 ( 1.7%)	115 ( 6.5%)	136 ( 7.7%)	145 ( 8.3%)	299 ( 17.0%)	130 ( 7.4%)	153 ( 8.7%)	233 ( 13.3%)	405 ( 23.1%)	87 ( 5.0%)	18 ( 1.0%)
年齢 (最高～最低)		58 }	57 }	57 }	57 }	56 }	58 }	47 }	50 }	59 }	59 }	28 }	59 }
所定内給与 年額 (最高～最低)		5,852 }	5,727 }	5,588 }	4,996 }	4,552 }	4,100 }	3,079 }	4,035 }	3,032 }	3,069 }	1,576 }	4,568 }
年間給与額 (最高～最低)		8,559 }	8,362 }	8,163 }	7,220 }	6,501 }	5,878 }	4,271 }	5,535 }	4,164 }	4,194 }	2,083 }	5,679 }
		7,969	7,188	6,518	5,389	4,679	3,421	3,060	2,478	1,954	1,663	1,531	3,437

## ④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(一月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.1	-	65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.9	-	34.9
	最高～最低	37.2～31.0	-	37.2～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.1	-	65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.9	-	34.9
	最高～最低	37.2～0.0	-	37.2～0.0

- ⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)  
対国家公務員(行政職(一))

年額を算出できないので、比較することができない。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 8,107,142	千円 16,549,549	千円 —	(%) —
退職手当支給額 (B)	千円 846,145	千円 1,621,426	千円 —	(%) —
非常勤役職員等給与 (C)	千円 31,038	千円 28,454	千円 —	(%) —
福利厚生費 (D)	千円 1,883,051	千円 3,852,725	千円 —	(%) —
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 10,867,376	千円 22,052,154	千円 —	(%) —

#### 総人件費について参考となる事項

- 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について  
当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、表に記載された金額は、平成20年度上半期の実績額である。
- 人件費削減の取組の状況
  - (i) 主務大臣から示された人件費削減の取組に関する事項  
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うものとする。
  - (ii) 当公庫において設定した目標等  
「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間に於いて、人員について5%以上の削減を行う。国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。
  - (iii) 進捗状況
    - ・ 基準日(平成17年度)の人員数 2,120人
    - ・ 各年度末の人員数 18年度2,106人 19年度2,085人
    - ・ 当年度末日までの各年度の人員純減率 18年度△0.7% 19年度△1.7%
 計算式(18年度) = (2,106人<18年度末日の人数>-2,120人<基準日の人数>) ÷ 2,120人<基準日の人数> × 100  
 計算式(19年度) = (2,085人<19年度末日の人数>-2,120人<基準日の人数>) ÷ 2,120人<基準日の人数> × 100

#### (人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人員数 (人)	2,120	2,106	2,085	-
人員純減率 (%)		△ 0.7	△ 1.7	-

### IV 法人が必要と認める事項

当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、当年度の金額等の表記は、平成20年度上半期の数字となっている。そのため、平成19年度実績等との比較ができない箇所がある。